

# 病児・病後児保育 利用の流れ

利用希望日の前日まで

## ①病児・病後児保育の利用希望



## ②市民病院へ空き状況の確認



利用希望日の空き状況を市民病院小児科（☎33-3300）に確認

## ③主治医（かかりつけ医）を受診



主治医を受診し、病児保育の利用が可能か診察  
⇒利用が可能な場合は、次の様式を主治医に記入してもらう

- 病児保育連絡票（様式第3号）

## ④市民病院に利用申込書等を提出



利用希望日前日の午後3時までに市民病院小児科へ次の書類を提出

- 病児保育利用基本台帳（様式第1号）
- 病児保育利用申込書兼通知書（様式第2号）
- 病児保育連絡票（様式第3号）

毎年度、1回提出

③で主治医に記入してもらったもの

## ⑤市民病院（小児科）を受診



市民病院小児科を受診後、「一時保育（病児・病後児保育）連絡票」を受け取り、病児保育室「Qの家<sup>おうち</sup>」へ

子どもの病状を診てもらい、病児保育利用可能か診察  
※病状によっては、利用できない場合があります。

## ⑥病児保育の利用開始



食事・おやつ、衣類等の持ち物を持参し、預け入れお迎え時間の確認（原則、午後5時までの間）

## ⑦病児保育の利用終了（料金支払）



午後5時（原則）までに迎えに来ていただき、利用料金の支払い

